

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（骨子案）

人権行政基本方針

策定の背景

国、大阪府の人権をめぐる動向

《国内の動向》

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(2022年4月施行)
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(2022年5月改正)
- こども基本法(2023年3月施行)
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(2023年施行)
- 児童福祉法(2024年4月改正)
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(2024年施行)
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024年施行)
- 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)(2024年5月改正)

《大阪府の動向》

- 大阪府人権教育推進計画(2022年9月改定)
- 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例(2023年10月改正)
- 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(2024年3月)

(※)策定時の2021年3月以降の動向

計画の期間

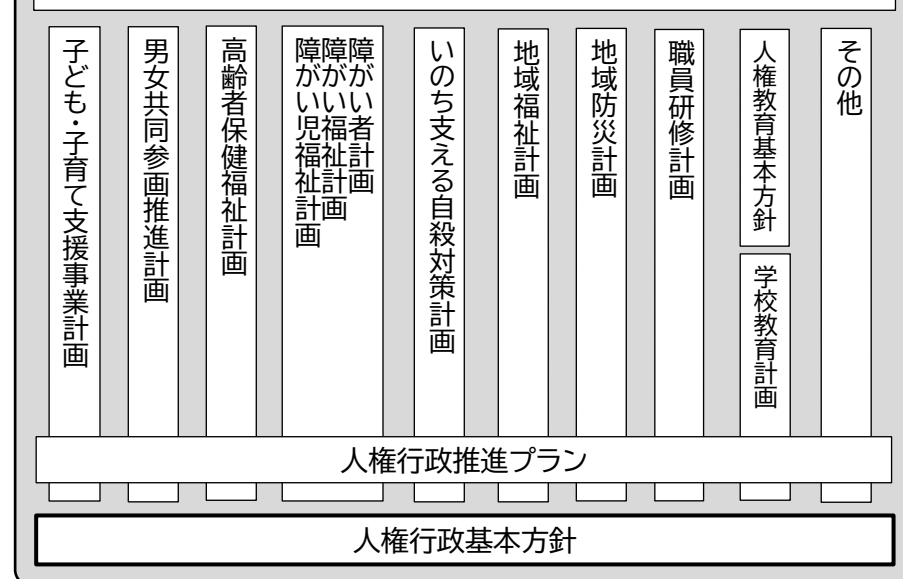
- 人権行政基本方針 10年間(令和3年度～令和12年度)
人権行政の方針と施策の方向性を示す
- 人権行政推進プラン 5年間(令和8年度～令和12年度)
具体的な行動計画を明記する

人権行政基本方針・推進プランの位置づけ

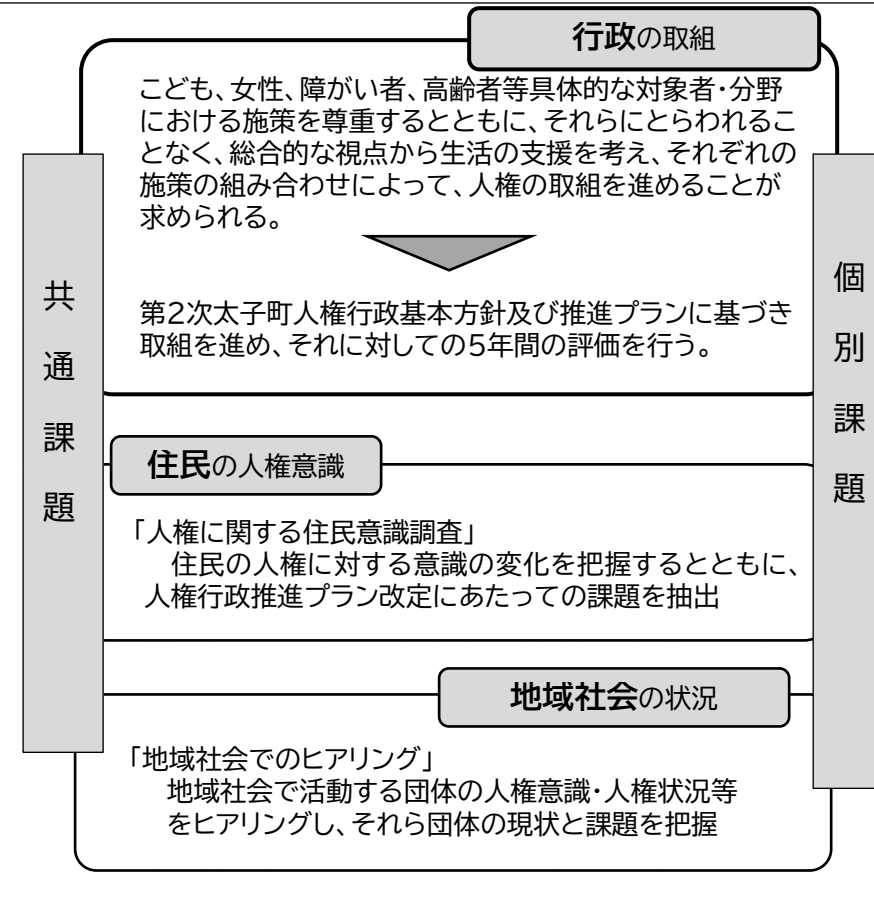
「和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」(案)の実現を目指した第6次太子町総合計画(案)の人権版。

- 基本方針は全行政分野のベース
- 推進プランは分野別計画を人権の横軸でつなぐもの

第6次太子町総合計画(案)



太子町の人権状況と課題



人権行政推進プラン改定の人権課題

- 《共通課題》
- ①人権教育・啓発の推進
 - ②情報の収集・提供機能の充実
 - ③相談体制の充実
 - ④人権リーダーの養成
 - ⑤住民・NPO 法人・事業者などの主体的活動の支援
 - ⑥協働の取組とネットワークの推進
- 《個別課題》
- ①こどもの人権
 - ②女性の人権
 - ③障がいのある人の人権
 - ④高齢者の人権
 - ⑤部落差別(同和問題)
 - ⑥外国人の人権
 - ⑦職場などにおけるハラスメント
 - ⑧インターネット上の人権侵害
 - ⑨性的マイノリティへの人権侵害
 - ⑩感染症に起因する人権侵害
 - ⑪自殺や自死遺族に対する偏見や差別
 - ⑫その他の様々な人権課題

太子町の人権行政の考え方

本町では、日本国憲法の基本的人権を確立・保障し、住民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことが行政の大きな目的の一つとして捉えます。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取組や対応などを町全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していきます。

基本理念と基本方針

人権とは・・・

人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには・・・

すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本町では・・・

あらゆる行政分野に人権尊重の文化を根付かせ、多様な人々がお互いの違いを認め合いながら、共生し、協働する地域社会「和のまち“たいし”」をめざします。

<基本理念>

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、
多様な人々が共生する和のまち“たいし”

<基本方針>

(基本理念を達成するための方針)

人権尊重のまち“たいし”

住民一人ひとりの個性が発揮できるまち“たいし”

多様な人々が共生するまち“たいし”

住民・事業者・行政が協働した実施体制

人権行政基本方針

基本理念と基本方針

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”

人権尊重のまち“たいし”

すべての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されるまちをめざします

住民一人ひとりの個性が発揮できるまち“たいし”

自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまちをめざします

多様な人々が共生するまち“たいし”

複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします

住民・事業者・行政が協働した実施体制

人権行政推進プラン

施策の基本方向

1. 人権教育・啓発の推進

2. 情報の収集・提供機能の充実

3. 相談体制の充実

4. 人権リーダーの養成

5. 住民などの主体的活動の支援

6. 協働の取組とネットワークの推進

推進プラン改定の3つの視点

①住民との協働によるプラン

- 広く住民の意見を集約する住民の視点に立ったプランづくり
- 人権尊重のまちづくり審議会への住民参加など様々な形で住民が参画できる機会を設け、住民と行政が一体となったプランづくり

②実効性の高いプラン

- 人権に関する住民意識調査などを実施し、人権問題の実態を把握した上でのプランづくり
- 真に有効性の高い施策を見極めたプランづくり

③子どもにも伝わりやすいプラン

- 明確な目標の元に、教育や啓発の視点を重視した計画体系の構築を行うとともに、進行管理の仕組みを整えたプランづくり
- 簡素で要点を押さえた表現や見やすいレイアウトを採用した分かりやすいプランづくり

個別施策

1. こどもの人権	現状と課題	施策の方向
2. 女性の人権	現状と課題	施策の方向
3. 障がいのある人の人権	現状と課題	施策の方向
4. 高齢者の人権	現状と課題	施策の方向
5. 部落差別(同和問題)	現状と課題	施策の方向
6. 外国人の人権	現状と課題	施策の方向
7. 職場などにおけるハラスメント	現状と課題	施策の方向
8. インターネット上の人権侵害	現状と課題	施策の方向
9. 性的マイノリティへの人権侵害	現状と課題	施策の方向
10. 感染症に起因する人権侵害	現状と課題	施策の方向
11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別	現状と課題	施策の方向
12. その他の様々な人権課題	現状と課題	施策の方向

推進プランの体制と進行管理

1. 推進プランの体制

(1)実施体制

- ① 太子町人権協会との連携強化
- ② 人権行政を担う職員の養成
- ③ 庁内体制の整備
- ④ 太子町人権尊重のまちづくり審議会

(2) 国、大阪府、関係機関・団体などとの連携

(3) 住民など多様な主体との連携

2. 進行管理

- PDCAサイクルによる進行管理
- 「太子町人権施策推進本部」における点検・「太子町人権尊重のまちづくり審議会」に報告、意見聴取